

新たな地域医療構想の策定・ 保健医療計画の中間見直しについて



岩手県保健福祉部医療政策室

目次

1	国の検討会のとりまとめ概要	3
2	国のガイドラインの構成案	5
3	国が示す基本的な4つの方向性	6
4	地域医療構想の項目と4つの方向性等の関係	7
5	スケジュール	8

1 国の検討会のとりのまとめ概要

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- 新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
 - これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
 - 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
 - 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚生大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

1 国の検討会のとりのまとめ概要

<主な記載事項>

- 現行の地域医療構想は将来の病床数の必要量、病床の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めるものであるが、新たな地域医療構想においては、これらに加えて、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、将来の医療機関機能の確保のあり方、医療機関の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めることとしてはどうか。

※ 具体的な記載内容等はガイドラインで検討

現行の地域医療構想の主な記載事項

- 構想区域における将来の病床数の必要量
- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の推進に関する取組
- 病床機能の情報提供の推進

新たな地域医療構想の主な記載事項（案）

- **地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性**
 - ※ 入院医療、外来医療、在宅医療、介護との連携、人材確保等を含む医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性
- **構想区域における将来の医療機関機能の確保のあり方**
- 構想区域における将来の病床数の必要量
- **地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化・連携の推進に関する取組**
- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の推進に関する取組
- **医療機関機能の情報提供の推進**
- 病床機能の情報提供の推進
 - ※ 具体的な記載内容等はガイドラインで検討

※ 医療計画において、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定める。

※ 新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。

2 国のガイドラインの構成案

- 令和7年10月に開催された国の検討会においてガイドラインの構成案が示された。
- 主な項目は、「構想区域」「医療機関機能」「病床機能」「入院医療」「外来医療」「在宅医療」「介護との連携」「医療従事者の確保」等となっており、本県の地域医療構想もこれらに従って策定することとしたい。

概論

I 経緯・背景

- 1 ガイドラインの目的
- 2 位置づけ
- 3 新たな地域医療構想の対象について
- 4 背景となる地域毎の課題
- 5 医療計画との関係
- 6 これまでの地域医療構想について

策定まで

II 地域医療構想の策定

- 1 地域医療構想の策定の進め方について
- 2 構想区域について
- 3 医療機関機能・病床機能と、当該機能を踏まえた需要推計の基本的な考え方
- 4 入院医療に関する取組について
- 5 外来・在宅医療に関する取組について
- 6 介護との連携について
- 7 医療従事者の確保について

策定後

III 取組の推進について

- 1 地域での課題等の共有
- 2 知事権限について
- 3 地域医療介護総合確保基金の活用について
- 4 地域医療構想の実現に向けた柔軟かつ実践的な点検・プロセス・評価の観点

IV 地域医療構想と医療計画の関係等

- 1 5疾病6事業との関係について
- 2 地域医療構想調整会議とその他の会議体との関係について

※医療法等の一部を改正する法律案が継続審議となっているところ、国会審議等を踏まえて変更することも考えられる。

※ **令和7年12月12日 医療法等の一部を改正する法律 公布**

3 国が示す基本的な4つの方向性

- 令和6年12月に公表された「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」においては、基本的な方向性として「高齢者救急」「在宅医療」「医療の質や医療従事者の確保」「地域における必要な医療提供の維持」の4点が示されている。
- 「入院医療」「外来医療」「在宅医療」「介護との連携」等の項目を議論する際に、これらの観点を踏まえる必要がある。

高齢者救急

受入体制を強化するとともに、ADLの低下を防止するため、入院早期から必要なリハビリテーションを適切に提供し、早期に自宅等の生活の場に戻ることができる支援体制を確保することが求められる。その際、救急搬送や状態悪化の減少等が図られるよう、**医療DX**の推進等による**在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等と地域の医療機関との連携強化、かかりつけ医機能の発揮**等を通じて、**在宅医療を提供する医療機関や高齢者施設等の対応力を強化**することも求められる。

在宅医療

地域の実情に応じて、**医療機関や訪問看護ステーション**等の連携により、地域での24時間の提供体制を構築するとともに、**オンライン診療の積極的な活用、介護との連携**等を通じて、効率的かつ効果的に提供体制を強化することが求められる。あわせて、**外来医療**についても、時間外対応等の**かかりつけ医機能**を発揮して必要な提供体制を確保することが求められる。

医療の質や医療従事者の確保

地域ごとに医療需要の変化等に対応できる**医療従事者を確保**することが重要である。また、今後、多くの医療資源を要する手術等が減少し、急性期病床の稼働率の低下等により、医療機関の経営への影響が見込まれる中、**一定の症例や医師を集約して、医師の修練や医療従事者の働き方改革**を推進しながら、**急性期医療や救急医療を提供する体制を構築**することが求められる。

地域における必要な医療提供の維持

人口減少により医療従事者の不足が顕著となっていく中で、**医療DX、タスクシフト・シェア**等の推進により、**生産性の向上**を図り、地域で不可欠な医療機能を維持することが求められるとともに、すでに人口減少がより進んでいる過疎地域等においては、**拠点となる医療機関からの医師の派遣や巡回診療、ICTの活用**等が一層求められる。

4 地域医療構想の項目と4つの方向性等の関係

○ 新たな地域医療構想については、「入院医療」「外来医療」「在宅医療」「介護との連携」等の項目ごとに、医療法に基づく「医療機関機能報告」「病床機能報告」等のデータを基に、「高齢者救急」「在宅医療」等の国が示す基本的な4つの方向性の観点を踏まえて議論を進めることとしたい。

	医療法に基づく報告制度			国が示す4つの方向性を踏まえた論点（例）			
	医療機関機能	病床機能	かかりつけ医療機能	高齢者救急	在宅医療	医療の質や医療従事者の確保	地域における必要な医療提供の維持
入院医療	○	○	○	高齢者救急の受け入れ体制強化	退院先（在宅・施設）の調整	医療従事者確保、働き方改革 医師の修練	医師派遣
外来医療	○		○	時間外の悪化時の対応	時間外の悪化時の対応	医療従事者確保、働き方改革	遠隔医療
在宅医療	○		○	在宅医療提供医療機関と地域の医療機関の連携・対応強化	—	医療従事者確保、働き方改革	情報共有に係るシステム導入
介護との連携	○		○	在宅医療提供医療機関と地域の医療機関の連携・対応強化	ACP、看取り	医療従事者確保、働き方改革	情報共有に係るシステム導入

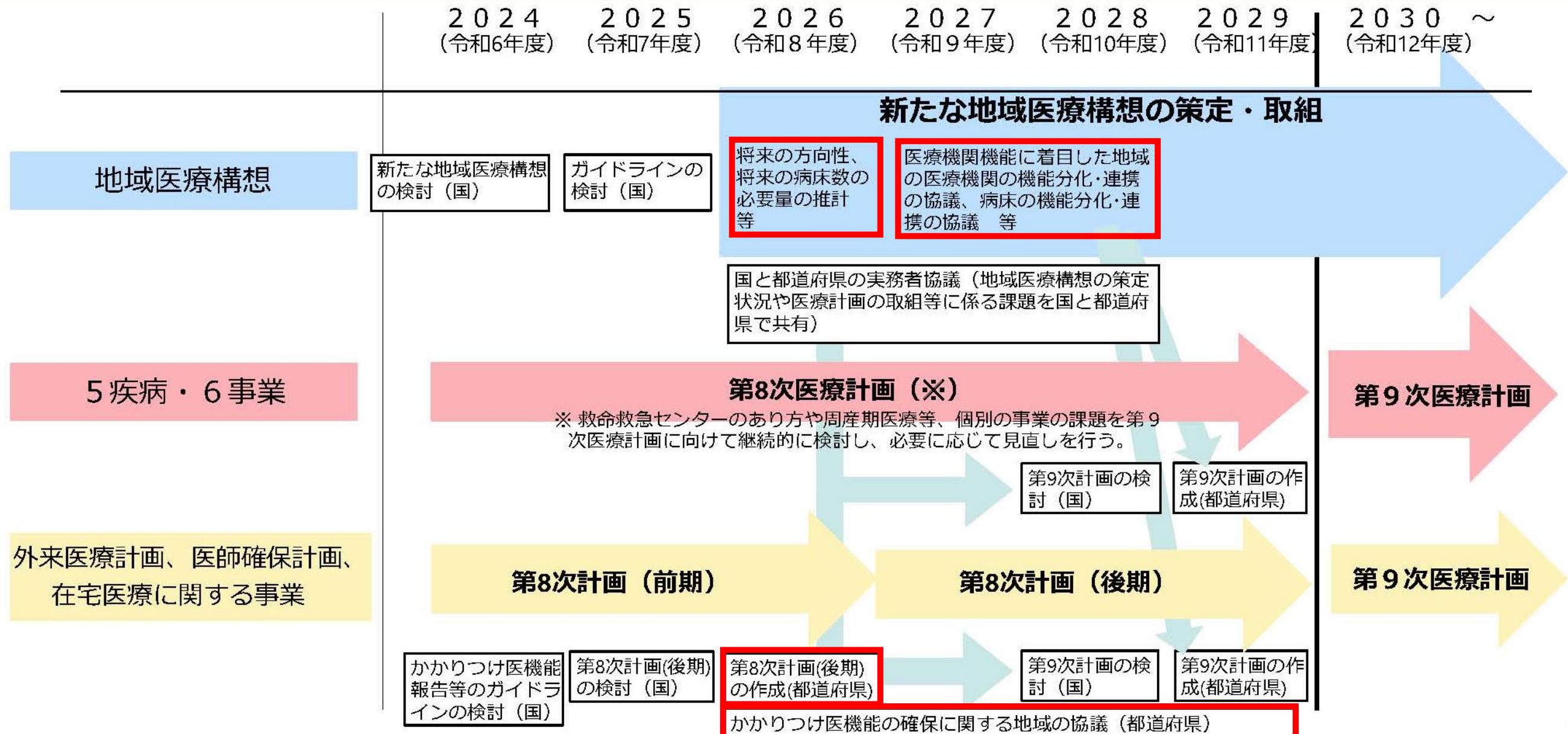
※厚生労働省「『新たな地域医療構想等に関する検討会』のとりまとめ」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47465.htmlを基に作成

※「医療法に基づく報告制度」の○印は、各項目の議論の際に当該データを活用することを想定しているもの。

※「国が示す4つの方向性を踏まえた論点（例）」は、「『新たな地域医療構想等に関する検討会』のとりまとめ」の該当する記述を県で分類したもの。また、全てを網羅したものではなく一例であること。

(1) 国のスケジュール

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



5 スケジュール

本県の主な論点ごとのスケジュール案

令和7年9月3日
第1回医療計画部会資料（一部改）

論 点	R7	R8	R9	R10	R11	R12
★ 地域医療構想		○ 新構想検討	○ 新構想開始	○ 精神病床追加		
★ 保健医療計画		○ 中間見直し	○ 中間見直し後の計画開始		○ 次期計画検討	○ 次期計画開始
医療圏、構想区域						
基準病床数、必要病床数 (病床機能)						
在宅医療						
医療・介護連携						
医療機関機能						
精神医療（精神病床）						

※ 令和7年12月12日 医療法等の一部を改正する法律 公布

5 スケジュール 本県の全体スケジュール案

令和7年9月3日
第1回医療計画部会資料（一部改）

※ 令和7年12月12日 医療法等の一部を改正する法律 公布

年度	R7			R8			R9	
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月
医療計画部会・地域医療構想調整会議	国の動向、県の現状等について共有		県の現状等を踏まえた方向性の検討	国のガイドラインを踏まえた方向性の検討	骨子案の検討	素案の検討	最終案の検討（1月）	
医療審議会			諮問		骨子案の検討	素案の検討	答申（3月）	
県	現状把握、課題抽出		方向性の検討		骨子案の策定	素案の策定 パブリックコメントの実施	最終案の策定（2月）	施行
国		医療法等改正 新たな地域医療構想に関するガイドラインの策定						